

# 北海道内の国保加入者で支え合います

4月からの新しい財政運営の仕組みにより、北海道内で保険料負担を公平に支え合うため、北海道が市町村ごとの《医療費水準》や《所得水準》に応じた《国保事業費納付金（保険料負担）》の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、《保険給付費等交付金》として市町村に支払うこととなります。

## 1 変わらないこと

- 制度移行のときに、特別の手続きなどはありません。
- 現在、お持ちの保険証は、記載された有効期限内までご利用いただけます。
- 道内他市町村への異動でも、これまで同様に転出・転入先の市町村への届出は必要です。

## 2 変わらないこと

- 高額療養費をはじめ、出産育児一時金や葬祭費の給付に関すること、特定健診など保健事業に関するものは、これまで同様に千歳市が行います。



何が違って何がかわらないのですか？

**国** 保加入者の《資格の管理》は、都道府県単位で行います

これまででは各市町村で加入者の資格管理を行っていましたが、4月からは、都道府県単位で行うこととなります。このため、4月以降に市外に転居するとしても、北海道内であれば、資格の喪失や取得が生じなくなります。

## 高 額療養費の多数回該当の通算方法が変わります

医療費には、自己負担限度額が設けられており、これを超える高額な負担となったとき、限度額を超えた分が高額療養費の対象となります。

また、過去1年間に高額療養費に4回以上該当したときは、限度額が引き下げられます。これを《多数回該当》とします。

これまで、市町村間での転居は、国保の資格が喪失され、高額療養費の該当回数は通算できませんでしたが、4月以降は同一都道府県内での住所異動は資格喪失にならなくなるため、北海道内での転居であれば、該当回数が通算できるようにになります。

# 国保が変わります



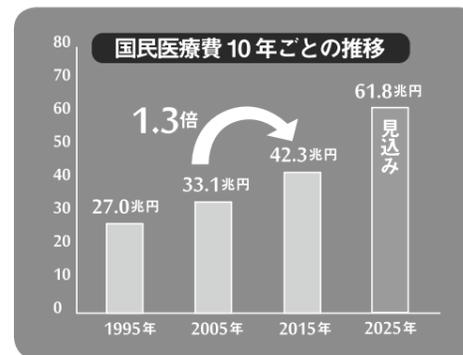
国民健康保険は、4月から北海道と市町村が一緒に運営します。

これまで国保の運営は、市町村が行っていましたが、平成30年4月からは都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村も「運営主体」になります。この制度改正を、《国保の都道府県単位化》とします。

なぜ、北海道が国保の運営に加わるの？

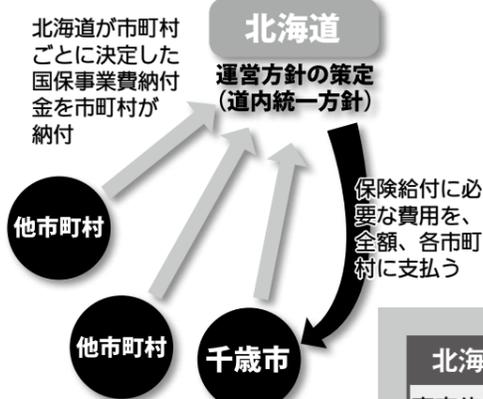


**国** 民の医療費は年々増え続け、平成27年度で42・3兆円となっています。この10年で、70歳以上の高齢者数は1・3倍に、医療費も1・3倍になりました。団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61・8兆円にのぼることが予想されています。



国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料の負担が重い」、「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えています。

今回の制度改正は、将来にわたり国保制度を維持していくために、都道府県も保険者に加わり、国保財政の安定化を目指すものです。



保険給付に必要な費用を、全額、各市町村に支払う

窓口は千歳市のままで変わらないのね。



国保は国民皆保険の《最後の砦》です。持続可能な社会保障制度の確立のため、今回の制度見直しにご理解ご協力をお願いします。



保険料の決め方が変わるのですか？

これまで、市町村単位の運営のため、市町村が個別に医療費（保険給付費）を推計することなどにより、独自に保険料率を決定していたため、市町村ごとに保険料水準が異なっていました。

新たな制度では、北海道全体の医療費を全道の国保加入者で支え合うこととなり、皆さんの保険料を北海道に納付金として納める仕組みにより道内の国保加入者の公平な保険料負担（保険料水準の統一化）を目指しています。

平成30年度の保険料は上がりますか？

千歳市の保険料は、現在の保険料水準から上がることが見込まれていますが、ゆるやかに、全道で公平な保険料負担となるよう進めることとしています。

## 国保医療課 ※窓口は引き続き千歳市です。

国保給付係	高額療養費などの各種給付手続き	☎ (24) 0274 FAX (22) 8851
国保料係	国保の加入・脱退の手続き	☎ (24) 0279 FAX (22) 8851
収納係	保険料の納付・相談など	☎ (24) 0287 FAX (22) 8851
特定健診係 (市民健康課)	特定健康診査・特定保健指導	☎ (24) 0177 FAX (24) 8418

北海道（都道府県）の主な役割	千歳市（市町村）の役割
安定的な財政運営や効率的な事業等の実施について中心的な役割を担います。	身近な窓口として、保険証の発行や保険料の賦課徴収・保険給付、保健事業などを行います。
●事務の効率化・標準化・広域化を推進	●保険証の交付など
●市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ●市町村ごとの国保事業費納付金の決定	●標準保険料率を参考に保険料率を決定
●給付に必要な費用を市町村に支払う	●高額療養費などの保険給付の決定、支給